

<参考：要綱基準>

○：必須 △：努力義務 -：適用外

	敷地面積100㎡以上								敷地面積3,000㎡以上 (大規模開発事業)	
	共同住宅			ホテル又は旅館				その他		
	10階未満	10階以上		10階未満		10階以上		10階未満		10階以上
		25戸未満	25戸以上	容積率緩和(※1)なし	容積率緩和(※1)あり	容積率緩和(※1)なし	容積率緩和(※1)あり			
①施設規模に応じた防災備蓄倉庫の設置	△	△	○※2	△	○※3	△	○※3	△	△	○ ※4
②受水槽及び高架水槽に対する感震器連動型止水弁の設置	△	△	○	△	△	○	○	△	○	○
③耐震クラスA以上の地震時対応エレベーターの設置	○	○		○		○		○		○
④40立方メートル以上の防火水槽の設置	△	△		△		△		△		○
⑤館内一斉放送設備の設置	△	△		△		△		△		△
⑥帰宅困難者の受入れ等の取組	-	-		-	○※5	-	○※5	-	-	-
⑦仮設トイレ用の外部汚水マンホールの設置	-	-		-	-	-	-	-	-	○
⑧仮設トイレ用の150立方メートル以上の排水用雨水貯留槽の設置	-	-		-	-	-	-	-	-	○
⑨避難場所の整備	-	-		-	-	-	-	-	-	○ ※6

※1 容積率緩和とは、地区計画又は高度利用地区に基づくホテル関連施設又はより公共性の高いホテル関連施設を設けることにより容積率の緩和を受ける場合をいう。

※2 居住者用 1住戸につき面積0.1㎡以上として計画戸数の合計分の面積を有する防災備蓄倉庫を各階に設置する。

(空間高さ1.5m以上かつ、1箇所当たり必要最低面積3㎡以上の防災備蓄倉庫を設置する場合は5層以内ごとでも可。)

※3 ホテルの施設利用者、宿泊者及び従業員分の備蓄品を収納できる防災備蓄倉庫を整備する。(備蓄品の量、防災備蓄倉庫の面積は防災課と協議の上、決定する。)

※4 周辺地域住民や帰宅困難者用 50㎡以上の防災備蓄倉庫を設置する。

※5 原則として帰宅困難者支援施設運営協議会へ加入の上、帰宅困難者の受入れ(一時滞在施設の設置)を行う。

ただし、帰宅困難者の受入れが難しい場合は、その他防災面の取組について防災課と協議を行い、取組内容を決定する。

※6 大規模開発事業により整備される広場や公開空地等を災害時における周辺地域住民及び帰宅困難者用の避難場所(避難の用に供する広場、一時待機場所又は一時滞在施設)として活用できるよう整備する。